

第五章 ヨルダンの選挙制度と政党

北澤 義之

1. ヨルダンにおける議会の位置付け

(1) 憲法上の特徴

ヨルダン憲法の第1条では、ヨルダンハーシム王国が、独立主権アラブ国家であり、不可分であることが謳われている。またヨルダン国民はアラブ民族の一部であり、統治は世襲の国王を戴く議会制に基づくものとされている。また、「国民は全ての権力の源泉である」(第24条)ことが明記されている。国民はその権力を直接間接に行使できるが、選挙法に基づいた直接秘密投票による下院議員選挙(第67条)がその代表的なものである。その一方で、「立法権は国民議会(国会)と国王に与えられる」(第25条)ことが決められている。また「行政権は国王に与えられる。国王は現行憲法の規定に応じて閣僚を通してその権力を行使するものとする」(第26条)ことが決められている。即ち国王は首相や閣僚を指名することで行政権を行使するのである。また全ての判決は国王の名の下に成される(第27条)ので、司法権も与えられていることになる¹。このように、広範な国王の権利がヨルダンの統治システムの特徴の一つとなっている。その権力の歴史的基盤は、アラブ独立運動の尖兵としての国王の役割や、トランスヨルダン政府の最初の創設者であることに存すると考えられる。国王は、即位する際、上院議長の主催する国民会議で憲法の規定を尊重し遵守することと国民に対する忠誠を誓うことになっている(第29条)。また国王は、国家元首としてその政府の行動に関するいかなる責任も免除されている。

上院議員は、40歳以上の「現および前・首相・大臣、大使、全権公使、下院議長、破棄裁判所・裁判所・シャリーア訴追裁判所の裁判長または裁判官などの経験者、中将およびそれ以上の退役軍人、2回以上選出されたことのある元下院議員、国民や国家のために行った業績で国民の信頼を得ているような上記の諸人士に匹敵するような人物」(第64条)から任期4年で、下院の半数を超えない範囲で国王の指名を受ける。上院・下院からなる国民議会は、政府を監督する。しかし、政府の信任・不信任の権限は下院にのみ与えられ(第54条)「首相と大臣は、国家の公共政策に関し、下院に対して連帯責任を負うものとする。更に全ての大臣は自らの省の問題に関して責任を負う」(第51条)ことが定められ、また下院には弾劾法案を出す(第56条)権限も求められている。このように国民の意思を代表する下院には、上院より強い権限が与えられていることが分かる。

国王が立法上大きな権限を持っていることが、ヨルダン国民議会の機能を必ずしも無意

味にしないことは、次のような事実を見ると明らかである。1963年4月、下院は指名されたばかりのサミール・リファイ Samir al-Rifa'i 首相に対する不信任を決議した。この後新内閣を信任しなかった下院は選挙民の意向を反映していないため解散するという国王の勅令により解散されたが、リファイ内閣も総辞職した。一般には、内閣は不信任案が通りそうな場合は、国王に要請して議会を解散し、新しい選挙を行なう。そして不信任決議を避けて政府が国王に議会解散を求めたとしても、その内閣が議会の支持を獲得できなかった事実を消すことができない以上、内閣の正当性は極めて弱く、短命に終わることが多い。国王は立法・行政・司法に関して最終的権限を有しているが、議会在国王の指名した首相を承認しない意思を示すことが可能であることは重要である。国王は政府の行動に関する責任を免除されているとはいえ、自らが指名したばかりの首相に不信任がつけられれば、自らの行政方針に関して議会からの大きな圧力に晒されていることを意識せざるをえない。更に、国民の王政評価に敏感な国王は、議会の声を無視することが困難であった。また、1950年代の広範な民主主義が制限された後の1960年代にも、議会在行政府に対する監督権を行使し得たことは注目に値する。

1952年憲法は、第2章で23条項に亘り、市民の権利を保障している。そこには、市民の法の前の平等（第6章）、市民の個人的自由の保障（第7条）、国内の居住権の保障（第9条）などが見られる。しかし、比較的リベラルな性格を持つ憲法のもとでも、緊急法や戒厳令が出されれば、治安・秩序維持の命令によって、憲法で保障されたはずの権利が制限を受けざるを得なかった。例えば、1950年代の政治活動の活性化は、体制側からは「秩序の混乱」であり、外国勢力の「内政干渉」の拡大に違いなかった。ヨルダンも、他の中東諸国にもまして、アラブ民族主義、冷戦、アラブ・イスラエル紛争等の展開と内政問題の連関が際立っており、それが憲法の規定を十分に実施できない背景にあった。体制側は、ある意味ではその環境を最大限に利用して政治を行なうことも可能であった²。

（2）ヨルダンにおける議会政治の位置付け

ヨルダンにおいて、議会や政党の位置付けを考察する場合、次のような評価がある。それは、西欧型の議会制民主主義を究極の理想と位置付ける場合、ヨルダンは王制であること、国王が立法権を持つこと、政党活動に制限がつけられていること、選挙への参加率が低いこと、投票行動が政党に基礎をおかないこと、選挙区による不平等があること等々を理由として、ヨルダンの議会制や政党が「不完全」であり「欠落」があるとするものである。この逆は、イスラエルやトルコでの議会制民主主義の評価に見られる。しかしここで、

本来西欧起源の議会制民主主義は、文化的・歴史的背景の異なるアラブ・イスラーム世界では所詮根付くことができないという、本質論で切り捨てるのは早計である。少なくとも次の二つの点で、ヨルダンの議会や政党の機能を考察することは有意義であると思われる。一つは、ヨルダンの議会の歴史を見ると、その機能拡大のプロセスはヨルダン国家形成をめぐる様々な事象と密接に関連していることである。もう一つは、1970年前後を除けば野党勢力や権力側も、それぞれに議会政治を正当化のために利用してきたことである。即ち議会制民主主義はヨルダンにおいて、全ての政治ゲームのルールではなくても、少なくともゲームの重要な構成要素であった。

1991年に起草された国民憲章では、憲法の本質とともに民主主義の尊重と、法治主義の徹底、話し合いによる問題解決のために、多元主義の尊重と知的テロリズムの抑止などを謳い、民主化にもある種の制限を求めた。これは、明らかに1950年代のアラブ・ナショナリズムによる混乱や1970年代のパレスチナ武装勢力による国内秩序崩壊の経験から、無制限の民主化が決して好ましいものでないことを体制側が強調し、議会政治に新たな制限を付け加えたものと考えられる。しかし、制限つきであっても議会制民主主義が必要であることが、国王側と左派・イスラーム主義者・民族主義者などの反体制派を含む識者との国民憲章をめぐる話し合いの中で合意されたことは大きな意味を持つ。つまるところ、解釈に多少の幅はあるにせよ、西岸を切り離した王政ヨルダン国家の枠組みを尊重した上で、議会制民主主義をめぐる政治ゲームに参加するという原則に両者は合意したのである。国王側としては、民主化を対外的にアピールすることで安全な投資環境にあることを強調し、国内的には国民の政治的要求に対する緩衝装置として利用することを目指し、野党側としては国家主義的傾向の強まる周辺アラブ諸国の変化に対応して、ヨルダンの枠内における政治的要求達成のチャンネルを確保するという現実的意図があったものと思われる。異なった思惑からであっても、議会制民主主義の維持が改めて確認された以上、今後制度としての議会制民主主義が体制側と政治諸勢力の重要な政治的テーマでありつづけるものと思われる。そこに、どの程度まで国民の参入がみられるかは、今後の選挙法改正や制度的改革の度合いも影響するものと思われる。

2．議会と政党の発展

(1) 議会

ヨルダンの議会はトランスヨルダン時代、ヨルダン時代と分かれる。トランスヨルダン時代は、英国の権限が強く議会は1928年から1946年まで5回の立法議会が開かれたが、国

会としての機能を果たすようになるのは、1946年の独立以降である。1946年の第1期議会（国民会議）は、トランスヨルダン領を受け継ぐヨルダン川の東岸のみで選挙が行なわれたが、1950年の第2期議会からは、公式にヨルダン川西岸をヨルダン領に統合したので、下院は西岸と東岸同数の議員で構成されることになった。この体制は、1967年に西岸がイスラエルの占領下に入り選挙が停止された後も、形式的には1988年の西岸との法的行政的関係断絶まで続いた。

表1 議会の歴史

年	事 項
1923年	トランスヨルダン成立
1928年	第1期立法議会
1929年	第1期立法議会開催（立法議会は第5期まで）
1946年11月	第5期立法議会でヨルダン新憲法制定 二院制による議会成立（国王と議会による立法権）
1947年10月	第1期下院選挙 国王は9人の上院議員任命（下院議員の半数）
1948年12月	上下両院合同会議で、西岸とヨルダンの統合を求めるジェリコ会議決議を承認
1949年12月	下院議員総数を20から40人に増加する法改正、半数は西岸からの代表
1949年12月	西岸住民をヨルダン市民とする帰化法案承認（49年第56号法）
1950年4月	第2期下院選挙
1951年5月	下院の国家予算非承認により、下院解散
1951年7月	アブドゥラー国王暗殺
1951年8月	第3期下院選挙（40議員中26人が政党から立候補）
1951年9月	タラール国王即位
1951年12月	下院、新憲法を承認
1953年3月	フセイン国王即位
1954年6月	アブー・フダ内閣の不信任決議直前に、議会解散
1954年10月	第4期下院選挙
1955年12月	第4期下院議会解散、ハザア・アルマジャー内閣総辞職、選挙管理内閣成立
1956年1月	憲法解釈会議が下院解散を違憲と判断、議会再開に抗議デモ
1956年7月	国王、第4期下院議会を解散
1956年10月	第5期下院選挙、野党が過半数

年	事 項
1958年 5月	一年で40人中15人の野党議員が議員資格剥奪
1961年10月	第 6 期下院選挙、下院定数が60に拡大（ 61年第23号法）
1962年11月	解散に伴い、第7期下院選挙
1963年 4月	第 7 期下院議会、歴史上初めて首相不信任、翌日国王が議会解散
1963年 8月	第 8 期下院選挙
1967年 4月	第 9 期下院選挙
1971年 7月	議会任期 2 年延長の勅令
1974年11月	ラバト決議に基づき、議会解散
1976年 2月	解散された第 9 期下院再召集、憲法改正協議のため、数日で再解散
1978年 4月	60名からなる第1期国民諮問会議設立、 2 年期限
1980年 4月	第 2 期国民諮問会議設立
1982年 4月	第 3 期国民諮問会議設立
1984年 1月	第 9 期下院再召集の勅令、必要部分憲法改正論議のため、再召集された議 会を新議会と認定（第10期下院）。 7 人の西岸代表議員の補欠選挙実施
1986年 3月	下院、新選挙法を承認（ 86年第22号法）
1987年10月	第10期下院の延長の勅令
1988年 7月	西岸との法的・行政的関係断絶宣言、第10期下院解散
1988年11月	第11期下院選挙延期の勅令
1989年 7月	第22号法改正、選挙区と議席配分の変更
1989年11月	第11期下院選挙
1991年 6月	ヨルダン国民憲章成立
1992年 9月	政党法（ 1992年22合法）成立
1993年 4月	出版法（ 1993年10号法）成立
1993年 8月	選挙法改正、単記制導入
1993年11月	第12期下院選挙
1997年 5月	選挙法改正（ 1997年24号法）、出版法（ 1997年27号法）
1997年11月	第13期下院選挙
2001年 6月	第13期下院解散
2001年11月	選挙延期

ヨルダンの選挙制度及び政党の発展は、トランスヨルダン時代までさかのぼることができ
る。当時、トランスヨルダン成立の経緯から、予算・外交そして内政に関するところま
でイギリスの影響下にあった。しかし、アラブ主義の観点からまたヨルダンナショナリズ
ムの観点から、立法権の獲得をめざす運動の萌芽もみられた。

ヨルダンの二院制が開始されたのはアブドゥッラー国王の下で、1946年11月、第5立法評議会がヨルダン新憲法（1946年憲法）を決めたときであった。しかし、この憲法のもとでは国王のみに立法権が認められ、議会は予算の審議や行政に関する議論と意見具申はできたが、内閣信任の権限はなく、又条約や国際協定の批准の権限もなく、極めて限定的な役割しか与えられていなかった。1947年10月第1期下院選挙の後（これにより上下両院合わせて国民会議Majlis al-Ummah al-Urduni成立）、国王は下院議員の半数に当たる9人の上院議員を任命した。更に、1948年12月上下両院合同会議は、西岸とヨルダンの統合を求めるジェリコ会議決議³を承認した。これを受けて、1949年12月、下院議員総数を20から40人に増加する法改正が行なわれ、半数は西岸からの代表によるものとされた⁴。1948年憲法のもとでは、1950年に第2期、アブドゥッラー国王の暗殺後の1951年9月に第3期選挙が実施された。

第2期と第3期の議員選挙では、半数以上が政党からの当選者であり、第3期議会下院議員の40名中26人は政党からの立候補者であった⁵。限られた権限しか与えられない議会で、議員の多くは議会の行政監督権強化を中心とする立法権の確立、三権分立を保障するような憲法の発布を求めた。第2期の議会が解散されたのは、議会が予算案の承認を拒否したことによるもので、議会は限られた権限の中で最大限の主張を行なった。そして第3期議会の途中で、比較的にリベラルな性格を持つ1952年憲法が発布された。この憲法は何度か改正を重ねながら現在も有効である。

1953年にはタラール国王の病気による退位をうけてフセイン国王が即位した。また、1950年代は隣接するエジプトの革命政権の影響力が拡大しヨルダンにもアラブナショナリズムの圧力が及ぶ中で、1956年のスレイマン・ナーブルスィーSulaiman al-Nabulsiのアラブ民族主義政権が成立するまでの数年は、52年憲法で権限の拡大した議会と政府の対立が際立った。即ち、1954年6月には、タウフィーク・アブー・アルフダTawfiq Abu al-Huda内閣に対する不信任決議の1時間前に議会（第3期）が解散され、それに続く第4期議会でタウフィーク内閣が反対派候補に不利なような不正を働いたとの批判から、政府と反対派の間で衝突が発生し、14人が死亡し、数日混乱が続いた。また、1955年12月にはバグダード条約加盟を支持したハザア・アルマジャーリーHaza' al-Majali内閣に対する大規模な反対運動に端を発した混乱に際し、第4期議会は解散された。

1956年10月に行なわれた第5期下院議員選挙は、野党が過半数を占めた。そのような情勢を反映して、国王は左派・アラブ民族主義勢力を背景とするスレイマン・ナーブルスィーを首相に指名したのである。しかしナーブルスィー政権では政府と議会の協力関係が見ら

れた一方、国王との厳しい対立が生じ、半年でこの政権は崩壊し、更に政党活動も禁止されることとなった。

しかし、その後も選挙と議会は継続した。1967年のイスラエルの西岸占領に基づく、選挙停止まで、第6期（1961年11月～1962年10月）、第7期（1962年11月～1963年4月）、第8期（1963年8月～1966年12月）、第9期（1967年4月～1974年11月）と続いた。この間第6期下院は政府との対立が強く、1年で解散し、第7期下院は首相を信任せず解散されるなど、議会と政府の対立が続いた。西岸占領後は、実質的に選挙が行なえないという問題に直面したが、それ以上に影響が大きかったのは1974年のラバト決議によって、PLOがパレスチナ人の正統な代表であることが確認されたことであった。即ち、西岸の主権を主張していたヨルダンの立場は否定されたのであり、西岸からの代表を議員とするヨルダン議会は解散せざるを得なくなった。

西岸の問題で開催できない議会の代わりに、国王は1978年の第1回、1980年の第2回、1982年の第3回まで国民諮問会議 Al-Majlis al-Watani al-Istishariを開催した。その後、1984年1月、解散されている第9期（国民）議会を新議会（即ち第10期）とするという勅令が出された。その後第10期議会は、1988年10月まで延期されることが決まった。この間1986年に出された選挙法である第22号法には、ラハド決議とは矛盾することに、選挙区として西岸も加えられていた。その後この選挙法は、実施されないまま、1988年の国王による西岸との法的・行政的関係断絶宣言、民主化プロセスの開始により1989年に改訂され、西岸は選挙区から外された⁶。

民主化以降、1989年に第11期、1993年に第12期、1997年に第13期と下院議員選挙が続いてきたが、2001年に予定されていた第14期の下院議員選挙は選挙法改正問題を巡り、延期されている。

（2）政党

当地では、オスマン帝国末期にアラブ独立を目指しシリアで結成されたいくつかの政党が影響力を持っていた。それらには、青年アラブ党 Hizab al-'Arabiyah al-Fatat やアラブ独立党 Hizb al-Istiqlal al-'Arabi、シリア盟約党 Hizb al-'Ahd al-Suri、シリア統一党 Hizb al-Ittihad al-Suri、シリア祖国党 Al-Hizb al-Watani al-Suri などがあり、トランスヨルダン首長国設立前からこの地域に影響力を持っていた。一方、トランスヨルダン時代には、解散・再結党を含めると延べ14の地元ヨルダンで創られた政党も活動していた。1921年に設立されたヨルダン解放党 Hizb Ahrar al-Urdun は、「ヨルダン人のためのヨルダン」を政党

のスローガンとして掲げ、1927年にはイギリス支配に反対し、主に西欧の大学や周辺アラブ地域の大学で教育を受けたトランスヨルダン出身の知識人層を中心とする野党、人民党 Hizb al-Sha'abなども設立されている。

第二次大戦後、ヨルダンは周辺のアラブ諸国と同じく独立志向が強まり、英国の影響力を排除しようとする動きが活性化した。その背景には前述の左翼政党の設立の中心となる、周辺の大学などで高等教育を受けた層の要求が強くなったことがあった。また、1948年のイスラエルとの戦争と西岸のヨルダン併合が、ヨルダンの政党活動に新しい状況をもたらした。パレスチナ難民の流入によりヨルダンの人口は、倍増し、政府としてもこのような変化に対応するため、政治改革や1952年憲法体制の改革に着手せざるを得ず、1955年に初めての政党法を発布した。

この時期には、リベラルな改革を求める諸政党、即ち、ヨルダン・アラブ党 Hizb al-'Arabi al-Urdni (1946年設立) やヨルダン人民党 Hizb al-Sha'b al-Urdni (1947年設立) などが活動していた。また、スレイマン・ナーブルスィー Sulaiman al-Nabulsi 率いる国民戦線党 Hizb al-Jabhah al-Wataniyah (1950年設立)⁷ アラブ・バアス党 Hizb al-Ba'th al-'Arabi (1952年設立)⁸、社会主義国民党 Al-Hizb al-Watani al-Ishtiraki (1954年設立)⁹ などのアラブ民族主義政党、更に共産主義細胞 Khalaya al-Shuyu'iyah¹⁰、国民戦線党 Hizb al-Jabhah al-Wataniyah (1954年設立)¹¹ などの左翼組織が活動しやすい状況が生まれていた。これらの運動の指導部には、ダマスカスやカイロやベイルートの大学で学んだ者が多かった。彼らは、アラブ統一の考えや第二次大戦のソ連の勝利にも刺激を受けていた。ヨルダン国内では、バアス党以外にもヨルダン解放青年集団 Jama'ah al-Shabab al-Tahrir al-Urduniin (1947年設立)、ジョルジュ・ハバシュ Jurj Habash 率いるアラブ民族運動 Harakah al-Qawmiin al-'Arab、シリア民族主義党 Al-Hizb al-Qawmi al-Suri¹² などシリアやレバノンとのつながりのある民族主義系政党が活動した。また、主に労働者や商人の中にムスリム同胞団 Jama'at al-Ikhwan al-Muslimin (1946年設立) への支持が拡大した。他にイスラーム系では、政府の公認は得られなかったもののシャイフ・タキエディーン・ナバハーニー Shaikh Taqi al-Din al-Nabahani の率いる解放党 Hizb al-Tahrir (1952年設立) は、1954年と56年下院議員を当選させることに成功している。保守系では、サミール・リファイ (首相経験) のウンマ党 Hizb al-Ummah (1954年設立、同年解散)、タウフィーク・アブー・フダ (首相経験) 率いる立憲アラブ党 Hizb al-'Arabi al-Dusturi (1956年設立) や、アブドゥッラー国王を長にする統一シリア王国を求めるアラブ覚醒党 Hizb al-Nahdah al-'Arabi (1946年設立) などもあった。

1946年から1956年までに多くの政党が成立したが、それ以外にも、職能組合、労働組合総同盟、女性組織、学生組織、慈善組織など多くの組織も見られた。この後1957年の政府と国王の対立以降、国王は反対派の取り締まりに乗り出し、政党は解散させられ、逮捕者も多く出た。1957年4月に55年政党法は停止され（1992年9月に新政党法が成立）、更に、1989年の民主化まで戒厳令が敷かれたため、一般の政党の活動は非合法活動とならざるを得なくなった。

第三次中東戦争以降のイスラエルによる西岸占領とヨルダンにおける合法的な政治活動の禁止により、政治活動の中心はパレスチナ人の反イスラエル武装組織となった。これらの組織はアラブ民族主義やパレスチナ民族主義そしてマルクス主義組織などがあり、いずれもヨルダンを拠点としていた。しかし、1970年9月のヨルダン政府の弾圧により、これらの武装組織の基盤はなくなった。

その後1971年、政府は政治組織の空白を埋めるため、公認の「政党」であるヨルダン国民連合Al-Ittihad al-Watani al-Urduniを創った。これにより国民の大衆的体制支持の基盤を形成しようとしたのである。しかしこの体制翼賛の試みは、当時のワスフィ・タルWasfi al-Tal首相の暗殺の後すぐに終わった。1970年代、1980年代に非合法ながら活動していた政党は、共産党、アラブ民族主義諸政党、パレスチナ解放諸派の反体制勢力である。共産党からは1971年、ルシュディー・シャーヒーン Rushudi Shahin率いるレーニン派Al-Hizb al-Ba'th al-Ishtiraki al-Kadir al-Lininiが分離した。またバアス系の政党は、イラク系の社会主義アラブ・バアス党民族司令部派とシリア系ながら1970年にアサド支持を巡り分裂した社会主義アラブ・バアス党Al-Hizb al-Ba'th al-Ishtiraki（アサド派）と社会主義アラブ・バアス党三月委員会Al-Hizb al-Ba'th al-Ishtiraki al-Lijan Adhar（反アサド派）が活動していた。また、パレスチナ系組織は7つあり、サミーフ・アブー・クウェイクSamih Abu Kuwaikが党首となりシリアに本部を置くファタハ系のファタハ「ヨルダン問題」Fatah《Shyun al-Urdun》（1971年設立）、同じくファタハ系でシリアで学ぶヨルダン人学生によるヨルダン人民運動 Al-Harkah al-Sha' biyah al-Urduniyah（1976年設立）、DFLP系のヨルダン民主戦線「栄光」Munazzamah al-Jabha al-Dimuqratiyah fi al-Urdun (Majd)（1974年設立）、PFLP系のヨルダン人民戦線 Munazzamah al-Jabha al-Sha' biyah fi al-Urdun（1982年設立）、PFLP系から分離したヨルダン革命人民党 Al-Hizb al-Thawri al-Urduni（1972年設立）、パレスチナ左翼のパレスチナ共産主義労働者党 Hizb al-'Ummal al-Sha' abiyah（1975年設立）、少数派ながらファタハ反乱派革命会議（アブー・ニダルAbu Nidal派）から分離しナージー・アルーシュ Naji 'Alushの結成した人

民解運動 Harakah al-Tahrir al-Sha'abiyah(1979年設立)等が存在した。しかし、ムハーバートなどのヨルダン治安当局は、これらの組織の活動を厳しく監視していたので、それほど組織的活動はできなかった。

政党は、当局の取り締まりだけでなく、自らも路線対立などによる影響力低下に直面した。職能組合はもともとそれぞれの専門職の技術向上や生活の支援を行なうことが目的であり政治活動を目的としたものでなかったが、政党活動が制限される中で左翼、アラブ民族主義、パレスチナ解放運動諸派、イスラーム政治組織などの活動の代替機能を果たすようになり、執行部の選挙は大きな政治的イベントの一つとなった。前述の政府によるヨルダン国民連合という翼賛組織が作られるのは、このような職能組合の政治化に対抗し、政府が主催することで過激化を阻止しようとする意図もあった。政府の体制翼賛化は失敗したが、1970年代はオイルブームによりヨルダン経済が急成長した時期であり、それを背景として政治活動は全般的に低調となり、その「眠り」からヨルダン社会が目覚めるのは、オイルブームの終焉と経済停滞、社会問題の拡大を、増大した新中間層からなる高学歴者が危機として意識するようになる1980年代のことであった。

(3) ムスリム同胞団

ヨルダンの政党政治を考える上で、ムスリム同胞団Jama'at al-Ikhwan al-Musliminは特殊な地位にある。一言で述べるなら、左翼勢力に対する対抗勢力として、国王がこれと結び、特別扱いをする代わりに、王政擁護のための勢力として利用してきたのである。1957年以降他の政党の活動が禁止される中で、ムスリム同胞団は合法的な慈善団体という名目で国内に支持基盤を拡大していくことができた。エジプトにおけるムスリム同胞団やシリヤにおけるそれが、政府から弾圧され、活動を制限されてきたのとは対照的である。このような位置付けが成される根拠としては、ヨルダンのムスリム同胞団設立の時期に初代アブドゥッラー国王がその活動を支持する姿勢を見せ、また1950年代のアラブ民族主義拡大の時期、1970年代のパレスチナ武装勢力の影響力拡大の時期に、同胞団が国王を最後まで擁護したという事実求められる。

ヨルダンのムスリム同胞団の初代指導者である、アブドゥル・ラティーフ・アブー・クーラ 'Abd al-Latif Abu Qurahは、エジプトでハサン・アルバンナHasan al-Bannahの指導を受け、1945年ヨルダンに組織を作った。その後この組織は、ムハンマド・アブドゥル・ラフマーン・ハリーフア Muhammad 'Abd al-Rahman Khalifahが指導者として支部を拡大した。現在は、アブドゥル・マジード・スネイバート 'Abd al-Majid Thnaibatが指導者を

務めている。1950年代、60年代には国民の間にそれ程の支持はなかったが、80年代になると経済危機などの時代背景、これまでの慈善活動の展開による支持基盤拡大などによって、影響力を拡大してきた。メンバー数は15万ほどいると言われている。

ムスリム同胞団は、1950年代はエジプトのナセル主義への反発（エジプトにおける同胞団弾圧による）また共産主義への反発、1970年代にはパレスチナ武装組織への反発、イスラーム組織を弾圧したシリアへの反発からヨルダン政府と利害が一致することも多かった。しかし、その一方で、親米的傾向を持つ政府及び国王との方針の違いが顕著になったり、シリアとの関係改善に向かったサミール・リファイ内閣に反発を示したり、近年のイスラエルとの対応やイラク支持を巡っては、むしろ対立点が際立っており、国王の完全な支持基盤とはいえない部分も出てきている。

（４）選挙法

1923年から1986年までの間、5つの選挙法と何十もの改訂が行なわれている。1923年に起草されたヨルダンの最初の選挙法の施行は、イギリス委任統治政府により妨害された。1928年に発効した立法議会の選挙法は、イギリスによりヨルダンに強制された最初の条約の影響下に起草された。この2つの初期の法律は、ヨルダンとイギリスの条約の性格を反映して、主権に関する多くの制限を含んでいた。

1928年法が施行される前に、その年だけで3回も改訂され、そして再び1930年、1940年、そして1942年に改訂された。改訂は、議会の期間、選挙区の変更、そして一部選挙区における定数の増加に関するものだった。

1947年憲法の批准に続いて、新選挙法が発効し、それはヨルダンに認められた二院制に基づいていた。下院と上院は、選挙された者と政府の行政部門を一つに集めた立法議会に替わるものであった。

西岸がヨルダン王国と統合されたとき、1949年第55号法が發布された。それにより下院の定員は50人に拡大された（半数は西岸代表）。1960年の暫定法は定員を60人に拡大した。

1960年の選挙法は、60年代と80年代に何度も改正された。その後1986年の22号法が發布され、その後それは88年と89年そして93年に改正された。86年選挙法の下で、初めて西岸と東岸が多くの規定の対象となった。更に、パレスチナ人難民キャンプに9つの単独の選挙区が設定された。同法は、下院選挙の候補者は、禁止されたいかなる政治団体ともつながりがあってはならないことを決めている。それはまた、女性の立候補と議員就任を認めているが、これは、1974年の憲法改正での女性の参政権承認を実施するものである。

1988年7月30日に、ヨルダンは西岸との法的行政的関係を断絶した。その結果、その年のうちに、下院の定数は80人にされ、選挙区は20になり、選挙は東岸に限定された。そして難民キャンプへの選挙区割り当ては廃止された。

野党は新選挙法を批判し選挙の延期も求めていたが、結局、1989年11月8日の下院選挙に参加した。民主主義的開放の傾向に合わせて、政府はイスラーム運動と汎アラブ主義と左翼の活動禁止措置を解いた。

1993年8月、ヨルダン政府は86年の選挙法の改正を行なった。特に重要な点は、選挙区の候補者の数まで投票できた制度（連記制）が単記制に変わったことである。イスラーム行動戦線や汎アラブ主義政党や左翼政党は、この法律が自分たちを標的にしたものだとして、反対した。イスラーム政党はボイコットを主張したが、結局参加を決めた。しかしながら、引き続き選挙法改正に反対しつづけた。

1997年5月15日、1997年暫定法24号が出された。これは、選挙区の改正（20選挙区から21選挙区に増加）と、39条の規定に関して中央委員会に選挙日の延長の権限を認める改正、そして文盲の投票者の投票方法に関する46条の改正を含んでいた。

3．現在の選挙制度の特徴

1997年11月の第13期下院議員選挙とその前2期の1989年11月と1993年11月の選挙は、1986年選挙法第22号とその修正法に基づいて行なわれた。この22号法は比較的新しいが、まだヨルダンが戒厳令や非常事態法によって治められている時に発効したものである。第22号法の規定には、（西岸の選挙区設定など）初期の選挙法と同じ要素が多く含まれていた。現行¹³の選挙法によると、主要な特徴は以下の通りである。

（1）投票権

現在投票権は、19歳以上のヨルダン国籍を持つ男女に認められている。尚、投票権の年齢は、1947年選挙法では18歳以上であり、1960年の選挙法では21歳以上であった。また、恩赦を受けておらず、一年以上政治犯以外の理由で刑に服している者、禁治産者には投票権がない。また、軍人・治安関係者の投票権も認めていない。投票権を持つ者は、投票者の名前が登録されている投票所でのみ投票できる。

（2）投票者と手続き

選挙法の第3章は投票者リストの準備や投票者登録の手順を決めている。投票者は本人

か家族が名前の登録のために登録所に行かなければならない。家族台帳は投票登録で受け付けられる唯一の書類である。この章はまたデータの修正、投票者リストの発行、投票者名簿の公表、これらの名簿の縦覧、異議の申し立ての手順が規定されている。

選挙法の第6章では、投票者が投票カードを受け取る手続きが説明されている。投票カードには身元、選挙区、投票所とともに写真も添付されている。選挙前の手続きで、問題になっているのは、現住所とは関係なく以前に定住場所に指定された投票所で投票しなければならないことである。これによって投票所までの距離が遠くなり、多くの有権者が投票権の行使をあきらめるので、それが投票率の低さにつながっていると考えられる。

(3) 被選挙権

立候補者は10年以上ヨルダン市民でなければならず、他の国民や市民権を主張してはならず、またいかなる外国の支援も受けてはならない。また最終的投票者リストに掲載されていなければならず、30歳以上でなければならず。また正常で、高い道徳性を有し、契約などで政府のいかなる部署とも利害関係があってはならない(財産の賃貸は除く)。(憲法の精神に反する)非合法組織と関係があってはならない。

下院議員は公的職務を兼任してはならない。20条によると、下院立候補者は政府のポスト、公共事業、国際組織、市町村議会議会を少なくとも選挙予定日の一ヶ月前までに辞任しなければならない。

選挙法の22条は、候補者が選挙の予定日の25日を超えないうちに、立候補しなければならないことを決めている。立候補期間は3日間に限定される。候補者は財務局長に500JD(約75,000円)を払わなければならない。

(4) 投票システム

無記名秘密投票であるが、これまでの連記制から1993年選挙法改正により単記制に変わった。候補者の数だけ記名できる連記制と比べ、単記制になると、部族的紐帯の意識が強いヨルダンでは、政党に基盤を置く候補者に不利になるという批判が、イスラーム系・左翼系を中心に野党から寄せられた。実際に単記制の影響か、野党特にイスラーム系政党は、議席を減らすことになった。

(5) 選挙区

ヨルダンは、一選挙区に数名の定数があり、一頃の日本の中選挙区制に近い。1997年の

選挙法改正により、ヨルダンは21選挙区に分かれた。アンマン選挙区の6つの選挙区は、第1から第5までと、中央ベドウィン選挙区に分かれた。マダバ選挙区はかつてアンマン第6区であったが、今は独立した選挙区になった。

イルビド県は3つの選挙区に分かれる。アル・カサバ、アル・バニ・アベイド、アル・マザール・アル・シャマリ、アル・ティバ・アルワスタとラムサノバニカナーナ、そして北ヨルダン渓谷ノアル・クーラである。ジェラシとアジュルン選挙区はそれぞれイルビドグループから分離した。

マフラク県には2つの選挙区がある。一つはマフラク、そして北ヨルダン・ベドウィンである。マアン県にも2つの選挙区がある。一つはマアン地区と南ベドウィンである。アカバ選挙区はマアン県から分離し、単独の選挙区となった。同じようにバルカ、ザルカ、タフィーラ、カラク県も一つの選挙区からなる。

全体的に都市部（アンマン、ザルカ、イルビド等）の人口に対する定数の少なさが問題となっている。例えば、多少選挙区間の議席配分の不平等を是正したと考えられる1997年の選挙でも、単純に最大得票者10,859票（ザルカ選挙区）と最小得票者885票（アジュルン選挙区）のような極端な差が存在しており、今後の課題の一つとなっている。

表2 選挙区と議席配分

No.	選挙区	イスラーム議席	キリスト教議席	チェルケス/ シーシャーン議席	合計
1	Amman1	3	-	-	3
2	Amman2	3	-	-	3
3	Amman3	3	1	1	5
4	Amman4	2	-	-	2
5	Amman5	4	-	1	5
6	Central Bedouin	2	-	-	2
7	Irbid	8	1	-	9
8	Ramtha and Bani Kinaneh	3	-	-	3
9	Northern Jordan Vallen And Al-Koura	2	-	-	2
10	Balqa'	6	2	-	8
11	Kerak	7	2	-	9
12	Ma'an	3	-	-	3
13	South Bedouin	2	-	-	2
14	Zarqa	4	1	1	6

No.	選挙区	イスラーム議席	キリスト教議席	チェルケス/ シーシャー議席	合計
15	Mafraq	3	-	-	3
16	North Bedouin	2	-	-	2
17	Tafileh	3	-	-	3
18	Madaba	2	1	-	3
19	Jerash	2	-	-	2
20	Ajloun	2	1	-	3
21	Aqaba	2	-	-	2

Source: Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Parliamentary and Electoral Studies Unit.

下院定数80名のうち、68議席がムスリム、9議席がキリスト教徒¹⁴、3議席がチェルケス/シーシャー¹⁵に割り当てられている。宗派別に議席を配分すること自体を巡る議論もあるが、現行の制度で見ても人口比率からして、キリスト教徒やチェルケス人の議席配分は過剰配分になっているという問題がある。また、宗派別に割り振られたために、チェルケスの議席の中では大量得票者がいたため落選したが、同じ得票数でも同じ選挙区内のムスリム議席なら当選していたという逆の問題も起きている。ただし、この宗派別の割り当ては、あくまで候補者割り当てに関するものなので、例えばチェルケス人が自分の票をムスリムの候補者に投じることも、その逆の場合も無効とはならない。

4 . 1997年選挙

(1) 1997年選挙を取り巻く環境

1997年選挙の全般的傾向としては、選挙までの準備期間の間、深い政治的亀裂が選挙参加者の間に広がったことがあげられる。国内的には、1993年に導入された改正選挙法をめぐる対立で、結局野党側と政府の交渉がうまく進展しなかったことや、イスラエルのリクード政権が展開する強硬策への反発がある中でヨルダン政府が進めるイスラエルとの関係改善策へのフラストレーションなどが、ヨルダンの中間層や労働者層の中に広がった。これは、経済的には危機的状況ながら、民主化や選挙の再開に対する期待感と熱気にあふれた1989年の選挙とは対照的に、選挙に対する冷めた対応となって表れた。更に、投票者登録と投票カード取得に複雑な手続きが必要であり、それが多くの住民から選挙参加の意欲を奪った。有権者の多くが選挙リストへの登録をせず、登録をしても投票カードを受け取らず、最終的に投票場に足を運ばなかった(表3参照)。

表3 投票率の推移

項 目	1989	1993	1997
有権者に対する投票率(%)	41.1	45.7	40.8
投票登録者に対する投票率(%)	54.5	56.12	43.6
投票カード所持者に対する投票率(%)	63.3	68.2	55.7

Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Parliamentary and Electoral Studies Unit.

(2) 選挙法改正とボイコット

1993年に単記制導入を決めた選挙法改正に野党は反対したが、急であったことと状況を見る意味からもこれに参加した。しかし、1997年選挙では9政党がボイコットを表明した。最初にボイコットを表明したのは、ムスリム同胞団であった。同胞団は、ボイコットの目的は、政治的に孤立するためではなく、公的場面から撤退するわけでもなく、国民の利益を最大限守るためであると表明した。同胞団は、憲法の改正により三権分立を確立すること、単記制投票を決めた暫定法(97年27号法)の廃止、更に出版とメディアの自由を保障することを求めた。このような動きに対して、リベラル派、左翼、アラブ民族主義からもボイコットを行なう政党があった(表4参照)。これに、社会的影響力のある職能組合や社会組織が加わり¹⁶、またターヘル・マスリーTahir al-Masri元首相、アフマド・オベイダートAhmad 'Ubaidat元首相などの元閣僚にもボイコットに廻った者がいた。ボイコット問題は、体制派(参加)と反体制派(ボイコット)の対立という単純な図式とはならなかった。参加を表明した最大の政党は、中道から保守までを糾合して成立した国民立憲党であったが、他にバアス党や共産党など民族主義政党、左翼政党からも参加が見られ、社会組織の中にも参加を表明した組織があった¹⁷。参加して改革することが民主主義の基本であるという理念と議席獲得の機会とみた政治的思惑が絡み合った結果であると思われる。

表4 1997年選挙におけるヨルダン政党の立場

	参加政党		ボイコット政党
1	国民憲法党	1	イスラーム行動戦線党
2	ヨルダン民主統一党	2	未来党
3	ヨルダン社会主義アラブ・バアス党	3	ヨルダン人民民主党(栄光)
4	ヨルダン共産党	4	ヨルダン民主人民統一党
5	アラブ土地党	5	民族行動党(ハック)

	参加政党		ボイコット政党
6	進歩アラブ・バアス党	6	立憲アラブ・ヨルダン戦線党
7	アラブ・イスラーム民主運動（召命）	7	ヨルダン・アラブ・アンサール党
8	自由党	8	人民民主民族主義運動党
9	ウンマ党		
10	ヨルダン平和党		
11	進歩党		

Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Parliamentary and Electoral Studies Unit.

（3）選挙結果

1993年選挙に参加した候補者の19%のみが1997年の選挙に参加した。1993年（12期）議員のうち20人が再選され、1989年（11期）議員のうち14人が当選した。11期12期13期全て当選したのは7人のみであった¹⁸。女性立候補は前回より半減したが、これは女性組織の多くが選挙ボイコットに廻ったことの影響であると思われる。1997年の当選者80名は、全体の37.2%の得票。これらの投票は選挙人名簿に登録した者の16.7%を代表し、有権者の15.2%を得たことになる（表5、6参照）。投票行動についてみると、投票カード保持者の56%（あるいは登録者の45%）が投票し（表7）、全体的にやや立候補は減少しているが、特にアンマンやザルカなどの大都市部の停滞が目立っている。また、下院議員の当選者の標準的姿は、医者・技術者・弁護士などの専門職につき、40歳から50歳半ばの大卒者ということになる（表8、9、10、11参照）。

第13期議会の下院の政治的傾向は、もちろんボイコットの影響もあり、前の2回の議会とは趣の異なったものとなった。特に、イスラーム系は選挙ボイコットを決めた党を離党して当選した元イスラーム行動戦線党員の議員2名であったことが際立っている。89年にはムスリム同胞団として22名、93年には減少したものの16名いたのとは対照的である。左派・民族主義勢力は8名で、89年の14名からは減少しているが、93年の8名からすると横ばいであった。一番票を伸ばしたのが保守系議員で、63名を数える。これは89年の32名から倍増している。

表5 第13期下院議員選挙当選者と政治的傾向

選挙区 / 当選者名	当選者の政党または政治的傾向	得票数
アンマン1区		
Rashed Al-Barayseh	国民憲法党	4,780
Khalil Atiyeh	無所属	4,554
Hamadeh Fara'neh	PLO支持	3,036
立候補者19		
投票総数31,921		

選挙区 / 当選者名	当選者の政党または政治的傾向	得票数
アンマン 2 区 Abdulmajeed Al-Aqtash Muhammad Al-Kouz Muhammad Dhweib 立候補者15 投票総数26,136	イスラーム主義 無所属 国民憲法党	3,626 3,263 2,795
アンマン 3 区 Ali Abu Al-Ragheb Ra'ed Al-Bakri Lutfi Barghouti Naef Mola Khalil Haddadeen 立候補者19 投票総数27,176	リベラル 無所属 イスラーム主義 リベラル ヨルダン社会主義アラブ・バアス党	4,315 1,306 1,044 5,213 3,134
アンマン 4 区 Barjas Al-Hadeed Hamad Abu Zeid 立候補者14 投票総数28,027	無所属 無所属	10,155 4,689
アンマン 5 区 Muhammad Abu Hdeib Ahmad Owidi al-Abbadi Ahmad Al-Ajarmeh Assaf Al-Assaf Muneer Sobar 立候補者35 投票総数47,152	国民憲法党 無所属 無所属 国民憲法党 中道	3,000 2,830 2,493 2,264 1,969
中部ベドウィン Saleh Jbour Ghazi Al-Fayez 立候補者18 投票総数20,014	無所属 国民憲法党	2,761 2,539
イルビド Muhammad Bani Hani Muhammad Al-Batayneh Abdulraouf Rawabdeh Majid Ababneh Sami Al-Khasawneh Saleh Sha'watah Kamel Al-Omari Abdulrazzaq Tbeishat Raji Haddad 立候補者60 投票総数108,678	無所属 左派 国民憲法党 無所属 無所属 PLO支持 中道 イスラーム主義 無所属	4,905 4,720 4,610 4,563 4,560 4,093 4,047 3,815 3,097
ラムサ及びバニー・カナーナ Fawaz Al-Zou'bi Osama Malkawi Ghazi Obeidat 立候補者17 投票総数41,749	無所属 無所属 無所属	6,667 5,862 5,651

選挙区 / 当選者名	当選者の政党または政治的傾向	得票数
北ヨルダン渓谷及びアルクーラ Mijhim Skour Yousef Al-Shraideh 立候補者27 投票総数42,585	無所属 無所属	5,344 4,238
バルカ Muhammad Ra'fat Ghaleb Al-Zou'bi Mahmoud Kharabsheh Abdulrazzaq Nsour Salameh Hyari Hashem Fa'ouri Sameer Qa'war Fawzi Daoud Tuaimah 立候補者47 投票総数83,905	イスラーム主義者 国民憲法党 中道 国民憲法党 無所属 中道 無所属 リベラル	8,034 4,831 4,189 4,334 3,910 3,388 2,308 2,011
カラク Kaled Tarawneh Amjad Majali Abdulahdi Majali Ayed Adayleh Muhammad Al-Amer Riyad Saryreh Mansour Ben Tareef Abdullah Zreikat Nazeeh Ammareen 立候補者40 投票総数72,493	汎アラブ主義 国民憲法党 国民憲法党 汎アラブ主義 無所属 無所属 国民憲法党 無所属 汎アラブ主義	6,638 6,060 5,133 5,116 3,916 3,856 2,947 2,845 1,322
マアン Ahmad Al-Khattab Waleed Awajan Nayef Kreishan 立候補者16 投票総数18,472	無所属 無所属 中道	2,767 2,345 1,961
南ベドウィン Abdullah Al-Jazi Bkheet Al-Manaiah 立候補者17 投票総数20,154	国民憲法党 無所属	3,072 2,565
ザルカ Noman Ghwairi Hmoud Khalayleh Mikhliid Zawahreh Adnan Mara'i Mansour Murad Bassam Haddadeen 立候補者41 投票総数65,787	国民憲法党 無所属 無所属 無所属 汎アラブ主義 ヨルダン民主左翼党	10,859 6,903 3,338 3,119 2,089 1,865

選挙区 / 当選者名	当選者の政党または政治的傾向	得票数
マフラク Abdulkareem Doghmi Muhammad Abu Olaim Nawaf Khawaldeh 立候補者16 投票総数27,370	リベラル 無所属 無所属	5,328 3,737 2,857
北ベドウィン Sa'ad Hayl Srouf Daifallah Kaiber 立候補者14 投票総数26,385	無所属 国民憲法党	6,330 4,683
タフィーラ Muhammad Al-Ouran Abdullah Al-Akayleh Sudqi Shbatat 立候補者17 投票総数22,518	アラブ土地党(汎アラブ主義) イスラーム行動戦線党(イスラーム主義) 中道	2,967 2,104 2,092
マダバ Muhammad Al-Azaydeh Ali Abu Rbaihah Nash'at Hamarneh 立候補者23 投票総数30,604	イスラーム行動戦線党(イスラーム主義) 国民憲法党 ヨルダン社会主義アラブ・バアス党 (汎アラブ主義)	3,952 2,814 2,743
ジェラシ Riyad Othman Mifleh Al-Rhaimi 立候補者22 投票総数33,044	無所属 国民憲法党	4,335 4,192
アジュルン Hazim Momani Ahmad Ennab Rida Haddad 立候補者38 投票総数33,044	無所属 リベラル 無所属	3,353 2,895 885
アカバ Muhammad Badri Ziad Shweikh 立候補者9 投票総数9,879	無所属 無所属	2,755 2,356

Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Parliamentary and Electoral Studies Unit.

表 6 選挙区別人口・投票者数(1997)

州	選挙区	人口	有権者	投票登録者	投票者数	投票登録者/ 投票者 比率(%)
Amman	1	318,821	154,628	139,603	32,587	23.34
	2	517,269	250,875	130,192	27,002	20.74
	3	160,445	77,816	117,217	27,829	23.74
	4	197,418	95,747	102,881	28,862	28.05
	5	361,850	175,497	136,183	48,223	35.41
	Centr.Bedouin	44,600	21,631	33,839	20,191	59.67
	小計	1,600,403	776,194	659,915	184,694	27.99
Irbid	Irbid	464,958	224,110	220,913	110,674	50.10
	Ramtha and Bani Kinaneh	143,002	69,356	69,793	41,991	60.17
	North Jordan Valley/Koura	146,831	71,213	72,128	43,289	60.02
	小計	754,791	364,679	362,834	195,954	54.01
Balqa'	Balqa'	283,309	137,404	174,976	83,905	47.95
Kerak	Kerak	165,677	80,353	98,818	69,713	70.54
Ma'an	Ma'an	58,635	28,437	27,528	18,688	67.88
	South Bedouin	49,869	24,186	28,643	20,205	70.54
	小計	108,504	52,624	56,171	38,893	69.24
Zarqa	Zarqa	649,923	312,011	242,198	66,626	27.51
Mafraq	Mafraq	97,649	47,360	45,552	27,588	60.56
	North Bedouin	62,622	30,372	41,565	26,605	64.01
	小計	160,271	77,732	87,117	54,193	62.21
Tafleh	Tafleh	54,525	26,444	32,111	22,780	70.94
Madaba	Madaba	104,062	50,470	48,644	30,067	61.81
Jerash	Jerash	124,664	60,462	53,177	34,408	64.70
Ajloun	Ajloun	95,698	46,413	57,822	33,504	57.94
Aqaba	Aqaba	68,773	33,354	16,252	9,878	60.74
合計		4,170,660	2,018,139	1,890,035	824,615	43.6

Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Parliamentary and Electoral Studies Unit.

表7 立候補者の推移

選挙区	定数	1989		1993		1997	
		候補者	競争率	候補者	競争率	候補者	競争率
Amman1	3	22	7.3	21	7.0	19	6.3
Amman2	3	35	11.7	22	7.3	15	5.0
Amman3	5	55	11.0	28	5.6	19	3.8
Amman4	2	19	9.5	20	10.0	14	7.0
Amman5	5	52	10.4	40	8.0	35	7.0
Amman6/ Madaba*	3	28	9.3	22	7.3	23	7.7
Centr.Bedouin	2	17	8.5	14	7.0	18	9.0
Irbid	9	69	7.7	60	6.7	60	6.7
Ramtha and Bani Kinaneh	3	18	6.0	18	6.0	17	5.7
North Jordan Valley and Koura	2	18	9.0	19	9.5	27	13.5
Kerak	9	64	7.1	56	6.2	40	4.4
Zarqa	6	60	10.0	53	8.8	41	6.8
South Bedouin	2	13	6.5	13	6.5	17	8.5
Mafraq	3	21	7.0	17	5.7	16	5.3
Tafleh	3	17	5.7	17	5.7	17	5.7
North Bedouin	2	19	9.5	10	5.0	14	7.0
Jerash	2	20	10.0	13	6.5	22	11.0
Ajloun	3	31	10.3	26	8.7	38	12.7
Balqa'	8	42	5.3	47	5.9	47	5.9
Ma'an	3	27	9.0	18	6.0	16	5.3
Aqaba**	2					9	4.5
合計	80	647	8.1	534	6.7	524	6.6

Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Parliamentary and Electoral Studies Unit.

*Madabaは1997年選挙で独立した選挙区になるまでAmman選挙区の一部

**Aqabaは1997年選挙で独立した選挙区になるまでMa'an選挙区の一部

表8 政党の公認候補者数と獲得議席数

政 党	立候補者数	獲得議席数
国民憲法党	11	2
ヨルダン社会主義アラブ・バアス党	2	1
ヨルダン民主統一党*	4	1
ヨルダン共産党	2	0
アラブ土地党	1	1
合 計	20	5

Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Parliamentary and Electoral Studies Unit.

*現在はヨルダン民主左翼党と改称

表9 13期下院議員の前職業

軍 人	治安関係	公務員	医 者	エンジニア	作家・ジャーナリスト
15	3	13	13	10	3
法律家	農 民	実業家	会社員	大学教授	薬 剤 師
4	5	7	4	2	1

Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Parliamentary and Electoral Studies Unit.

表10 13期下院議員の学歴

教 育	議員数	全体の割合 (%)
高卒未満	2	2.50
高校卒業	10	12.50
短大卒業	4	5.00
大学卒業	50	62.50
Higher Diploma	1	1.25
修士号	6	7.50
Ph.D.	6	7.50
その他	1	1.25
合 計	80	100

Al-Urdun Al-Jadid Research Center,
Parliamentary and Electoral Studies Unit.

表11 13期下院議員年齢構成

年 齢	30-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61 +	合計
議員数	0	5	13	16	27	13	6	80
全体の割合 (%)	0	6.25	16.25	20.00	33.75	16.25	7.50	100

Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Parliamentary and Electoral Studies Unit.

5. 展望

今後のヨルダン議会政治をめくり注目される点は、2002年3月現在で改訂中の新選挙法の内容、延期になっている第14期下院議員選挙への野党勢力の参加が見られるかという点である。現在のアブドゥッラー2世国王は、前国王より更にイスラーム政治組織に対して厳しい対応をしている。1999年10月、アンマンのハマス事務所を閉鎖し、ハーリド・ミシュアル政治局長とイブラヒーム・ゴージェ広報部長を逮捕した。また、2001年9月以降はテロ対策で対米協調姿勢を明確に打ち出している。これに対して、前回の選挙でボイコットの先頭に立っていたムスリム同胞団やイスラーム行動戦線はどのように対応するかがヨルダンの議会制の展開に影響を与えるものと思われる。対外的には、西岸の情勢が更に反イスラエル意識をかきたてることが、イスラエルとの関係維持を図る政府と野党の関係にネガティブに作用し、間接的に民主化の展開に影響することも考えられる。最後に左右、体制・反体制を問わず、経済構造改革の中で国民の最大の関心事である経済生活の安定に各勢力が議会でいかに答えを出すかが、国民の議会政治への関心をひきつけるとと思われる。

公認政党リスト及び有力な政治勢力一覧

(公認政党)

1 イスラーム行動戦線党

Hizb Jabhah al-'Amal al-Islami

(Islamic Action Front Party)

1992年公認：353人

政治的傾向：イスラーム系

政党のスローガン：「相互の協議により指針を決める者」

一般には、ムスリム同胞団(1947)の政治部門とされる。しかし、行動戦線側では人的交流の深さを認めつつも、あくまでも別組織であり、ムスリム同胞団出身者以外のメンバー

も多いとしている。1992年ムスリム同胞団の幹部と独立イスラーム主義者によって設立会議が開かれた。発起人には、元自治環境大臣や元法相など閣僚経験者も含まれている。

イスラーム的生活の回復とシャリーアの適用、シオニストや艇庫主義に対するジハードの遂行とアラブ・イスラームの復興をめざす。国民統合、民主主義とシューラーに基礎をおく体制、自由の獲得をめざす。そのために、市民のためにあらゆる政治勢力との対話を行い、ヨルダンの政治・行政・経済の腐敗を除去し、国の安定を目ざす。女性・青年の権利を守る努力をする。組織は、総委員会を1年に1度開催する。総委員会には設立委員会メンバーとその後加盟したメンバーを含み、1000名を超えないものとする。1000人を超えた場合は、総会を開催する。シューラー会議は、4年任期で選挙で選ばれた120人の議員からなり、半年事に開催され党の方針を決め、指導部も選ぶ(2年ごと)。党員は教育省関係者が多い。1991年にムスリム同胞団メンバーが史上初めて閣僚入りしたが、内閣参加への反対派(ハンマーム・サイドHammam al-Sa'idら)と賛成派(アブドゥッラー・アカーイレ 'Abdullah al-'Akailahら)の間の対立も生まれた。また、独立系の党員からムスリム同胞団の党への影響力関与への批判をめぐる対立もある。

シューラー会議議長Ishaq Ahmad al-Farhanの経歴

1934年エルサレム近郊アイン・カーラム出身。1962年アメリカで教育行政学修士取得。1964年同所で博士号取得。1958年サルト中学教員。教育相。上院議員。

2 アラブ・イスラーム民主運動

Harakah al-'Arabiyah al-Islamiya al-Dimqratiyah(du'aa')

(The Arab Islamic Democratic Movement)

1993年公認：72人

政治的傾向：イスラーム系

政党のスローガン：「集え、我々はいかに我々が異なっているのかを知ろう」

イスラームは個人と神の契約であるので、党は信仰を指導することはしないという方針。アラブとイスラームの関係の強調、またキリスト教との歴史的関連やアラブ世界の基盤の一つとしてのキリスト教の重要性を訴える点が際立っている。このようにアラブ民族主義とイスラーム主義の混合に基づく開かれた現代的イスラーム政党を目指す。コーランを普及させる活動はある程度成功したものの、大衆的基盤構築には失敗し、選挙では結果を残せていない。

3 未来党 Hizb al-Mustaqbal (Future Party)

1992年公認：158人

政治的傾向：中道リベラル

政党のスローガン：「ヨルダン人はヨルダンのために、パレスチナ人はパレスチナのために、アラブは全てのアラブのために」

1980年代に内務相などを務めたスレイマン・アラール Sulaiman 'Ararが中心となり、1992年中道の政党としては初めて登録した。スレイマン・アラールはまた、1989年から90年11期下院の議長を務めている。ヨルダン国民主義とアラブ民族主義の中間の政治方針を持っているが、政府の金融政策とイスラエルとの政治経済的な平和の構築を支持した。しかし、最近の民主化や選挙法改正に関する政府批判に同調し、1997年選挙はボイコットした。1989年の第11期議会には3人、1993年の第12期議会には1名議員を当選させている。結党当初から発行されていた機関紙は、発行停止になった。

4 国民憲法党 Al-Hizb al-Watani al-Dusturi (The Constitutional National Party)

1997年公認：900人

政治的傾向：保守系

政党のスローガン：「再生、民主主義、統一」

以下の、中道9政党の合併により1997年に設立された。ヨルダン祖国連合戦線Hizb al-Tajammu' al-Watani al-Urduni(Jordanian National Alliance Party)、人民統一党「統一主義者」Hizb al-Wahda al-Sha'abiyah "al-Wahdawiyyun" (Popular Union Party "Unionists")、ヨルダン盟約党Hizb al-'Ahd al-Urduni (Jordanian Pledge party)、進歩・正義党Hizb al-Taquddum wa al-'Adalah (Progress and Justice Party)、覚醒党Hizb al-Yaqzah(Al-Yaqadha Party)、民主アラブ統一主義者党「約束」Al-Hizb al-Wahdawi al-'Arabi al-Dimuqrati "al-Wa'd"(The Unionist Arab Democratic Party)、ヨルダン・アラブ大衆党Hizb al-Jamahir al-'Arabi al-Urduni (Jordanian Arab Popular Party)、祖国党Hizb al-Watan(Homeland Party)。中道諸派の集まりであるため、イデオロギー的傾向は幅がある。党はアブドゥル・ハーディー・アルマジャーリー 'Abd al-Hadi al-Majali (ヨルダン盟約党党首)が率いる。同党首は、第12期下院議員(副議長)であり、カバリティー 'Abd al-Karim al-Kabariti内閣の公共事業相も務めた。連合の結果同党に所属する下院議員は1997年選挙前には、17名いたが、1997年の選挙の結果公式の候補者のうち2名しか当選しなかった。但し独立系として立候補し当選した同党のメンバーは他に14名いる。

5 自由党 Hizb al-Ahrar (Jordan Liberal Party)

1995年公認：105人

政治的傾向：中道

政党のスローガン：「母から自由な者として生まれたのに、人間はいつから奴隷になったのか」

弁護士アフマド・ゾアビー Ahmad Zu 'biが、人民統一党から離脱して、1994年に設立した。ゾアビーは、ヨルダンとイスラエルの和平条約を強く支持し、イスラエル政府や政党の関係者と会談したことで知られる。

6 ウンマ党 Hizb al-Ummah (Al-Umma(Nation) Party)

1996年公認：56人

政治的傾向：中道

政党のスローガン：「統一、自由、より良い生活」

1996年ザルカでアフマド・ハナーナダ Ahmad al-Hananadahにより設立された。ヨルダン国家建設とあらゆる面からの発展を目指し、そのために独創的な先端科学計画に基づく教育・研究を重視する。

7 ヨルダン平和党 Hizb al-Salam al-Urduni (Jordan Peace Party)

1996年公認：111人

政治的傾向：中道

政党のスローガン：「国家、人間、労働、家、そして全てのところに平和を」

イスラエルとの和平を熱心に支持したことで知られるシャーヒル・ハリース Shahir Harisにより、1996年イルビドで設立された。

8 ヨルダン社会主義アラブ・バアス党 Hizb al-Ba'ath al-'Arabi al-Ishtiraki al-Urdni (Jordanian Socialist Arab Ba'ath Party)

1993年公認：72人

政治的傾向：アラブ民族主義（イラク系）

政党のスローガン：「永遠の使命を持つ統一アラブ民族」

バアス党は1950年代にヨルダンの政党として活動を開始し、1954年に政府の公認を得たが、その後活動を禁止された。1956年の選挙では、エルサレムとラマッラーの選挙区から

2名の下院議員を当選させた。当時のアブドゥッラー・アルリーマウィー ‘Abdullah al-Rimawi書記長は、スレイマン・ナーブルスィー内閣の外務大臣を務めた。党の中では「自由将校団」の影響力が強く、党は1957年、他の野党とともにフセイン国王の権限に挑戦し、合法的立場を失い、地下活動に転じた。他の野党と同じく1960年代には逮捕者が続出した。1963年のシリアでの党本部の分裂以降、イラク系の派閥に属する。1970年代80年代には組織維持の困難に直面したが、イラン・イラク戦争と湾岸戦争はヨルダン内における政治的影響力拡大の助けとなった。1992年10月に党の正式認可申請を行なったが、内務省の反対で3ヵ月遅れで認可がおりたが、その際イラク・シリアの党と区別するため「ヨルダン」の言葉が党名に加えられた。機関紙として「バアス」が発行されていたが、中止された。第11期と12期の下院には1名議員を送り込んだ。党はイスラエルとの和平・湾岸諸国への開国に反対の立場を表明し、ヨルダン政府のイラク支援の後退や「内政干渉」に反対しているが、イラクの党の影響力があるものと見られる。

9 進歩アラブ・バアス党 Hizb al-Ba'ath al-'Arabi al-Taqaddumi

(Ba'ath Arab Progressive Party)

1993年公認：76人

政治的傾向：アラブ民族主義（シリア系）

政党のスローガン：「統一、自由、社会主義」

シリア系の「民族司令部」Al-Qiyadh al-Qawmiyahの影響を受けている。党首のマフムード・アルマア－イタMahmud al-Ma'aitahは長くシリアのバアス党民族指導部に勤務し、その後ヨルダン軍の将校を務め50年代前半にはヨルダンの「自由将校団」の重要なメンバーとして軍を英国の影響下から脱却させアラブ化することに務めた。政党法の外国からの指導を受けないという規定をクリアーするため、「進歩」Taqqaddumiが付け加えられている。1993年の下院選挙では1名候補者を立てたが落選した。機関紙はない。

10 民族行動党 Hizb al-'Amal al-Qawmi(Haqq) (The National Action Party(Haqq))

1994年公認：67人

政治的傾向：アラブ民族主義（諸派連合）

政党のスローガン：「統一、自由、民主主義、社会主義」

アラブ民族主義諸勢力の連合により、1994年に設立された。ムハンマド・ゾアビー Muhammad al-Zu'bi率いるバアス党の一派、バリーク・アルハディードBarik al-Hadid率

いる革命人民党 Hizb al-Sha'b al-Thawri、ナージー・ウルーシュNaji 'Ulush率いるアラブ人民解放運動 Harakah al-Tahrir al-Sha'biyah al-'Arabiyahその他独立諸派から構成される。機関紙はなく、下院議員はいない。近年路線対立から、ヨルダン革命民主党が離脱した。

11 立憲アラブヨルダン戦線党 Hizb al-Jabhah al-'Urduniyah al-'Arabiyah al-Dusturiyah
(Jordanian Democratic Popular Unity Party)

1993年公認：68人

政治的傾向：アラブ民族主義（ヨルダン中心）

政党のスローガン：「我々はヨルダンのために、ヨルダンはアラブ民族のために」

既に1980年代初頭から活動を開始していたが、1994年政党として登録した。弁護士でもあるミルヘム・タルMilhim al-Talが党首を務める。部族を支持基盤とする政治活動家を多く含んでいる。民主化以降活動を開始した政治組織としては比較的前進した部類に入るものの、党員はそれ程増加しておらず、下院議員の当選者はいない。また機関紙は発行していない。

12 ヨルダン・アラブ・アンサー党 Hizb al-Ansar al-'Arabi al-Urdni(The Arab Jordanian
Ansar Party)

1995年公認：85人

政治的傾向：アラブ民族主義

政党のスローガン：なし

ムハンマド・ファイサル・アルマジャーリーMuhammad Faisal al-Majaliを党首として、1995年に設立された。下院議員の当選者はなく、また機関紙も発行していない。1997年選挙では選挙をボイコットした。

13 アラブ土地党 Hizb al-Ard al-'Arabiyah (The Arab Land Party)

1996年公認76人

政治的傾向 アラブ民族主義

政党のスローガン なし

1986年、中道リベラルの民主アラブ統一主義者党（「約束」）から脱退したムハンマド・アルオラーンMuhammad al-'Uuranが中心となり結成された。1989年および1993年の選挙

では下院議員選挙の当選者はいなかったが、1997年の選挙では書記長のオラーンがタフィーラ選挙区から下院に当選した。機関紙は発行していない。

14 人民民主民族主義運動党 Hizb al-Harakah al-Qawmiyah al-Dimqratiyah al-Sha'abiyah (Party of National Democratic Popular Movement)

1997年公認：63人

政治的傾向：アラブ民族主義

政党のスローガン：「自由、統一、社会主義」

ムハンマド・アーミル Muhammad al-'Amir を書記長として、1997年に設立された。1997年の選挙はボイコットしている。党の機関紙は発行していない。

15 ヨルダン共産党 Al-Hizb al-Shyu'ii al-'Urduni (Jordanian Communist Party)

1993年公認：70人

政治的傾向：左翼

政党のスローガン：「世界の労働者よ、抑圧された人民よ、団結せよ」

イスラエルの成立後も西岸で活動を続けたパレスチナ解放運動組織の連合により、1951年ヨルダンに創設された。アラブ各国の大学で学ぶヨルダン人を中心に構成されていた。1950年代には「反共法」(1940年代に作られた)に基づき、治安当局からの取締りを受けた。1956年の選挙では、エルサレムとラマッラーの選挙区から立候補した党员と支持者の2名が当選したが、翌年党幹部や議員は逮捕された。その直後から共産党は地下活動を再開し、秘密に発行される機関紙である「ジャマーヒール(大衆)」紙により党员の連絡を保つ一方、労働組合・女性組織・学生組織・青年組織などの中で影響力維持を図った。共産党はその後、分裂も経験した。1970年代初め、「レーニン派」が離脱、1980年代初めには、西岸のパレスチナ人共産主義者が離脱し、「パレスチナ共産党」を宣言した。また80年代初めに、ヤコブ・ズィヤッディーン Ya'qub Ziyaddin が書記長に選出されると、古くからの党员で幹部のイーサー・マダナート 'Isa Madanat が党を割った。1989年の選挙を前に、党は分裂した三派を再統一することに成功したが、湾岸戦争時の路線を巡って対立が生じ、再びイーサー・マダナートが党を離脱し、新たに社会民主党 Al-Hizb al-Dimuqrati al-Ishtiraki を結成した。社会主義圏の崩壊にもかかわらず、党は原則を主張しつづけている。労働組合などでの量的影響力は低下しているが、一般的な尊敬を引き続き集めているとも言われる。IMFの構造調整に反対し、イスラエルとの和平条約に反対を表明し、また協定後はイス

ラエルへの門戸開放に抵抗し、アラブ諸国間の協力関係強化を主張している。

16 ヨルダン民主左翼党 Al-Hizb al-Yasar al-Dimuqrati (Jordanian Democratic Leftist Party)

1994年公認：120人

政治的傾向：左翼

政党のスローガン：「民主主義、進歩、社会的公正、統一」

1997年、ヨルダン民主統一党 Al-Hizb al-Dimqrati al-Wahdawi (The Jordanian Democratic Unitary Party)より改称した。左翼とアラブ民族主義諸派の連合で構成されている。党側は自らを左翼政党ではなく、民主主義政党としているが、むしろ革新的左翼の主張に近い。以下の政党及び政治グループから成る。

(1) 社会民主党 Al-Hizb al-Dimuqrati al-Ishtiraki

イーサー・マダナートが率いる。ヨルダン共産党から、スターリン主義的傾向を持つ党の方針に反対し、民主主義やアラブや世界との交流を主張し、離脱した。第12期下院に1人当選した。

(2) ヨルダン民主アラブ党 Al-Hizb al-'Arabi al-Dimqurati al-'Urduni

マーゼン・サーキトMazin al-Sakit が率いる。パアス主義者、共産黨員、パレスチナ政治グループの多様な派の集まり。アラブ民族主義・ヨルダン国民主義・社会主義・穏健な自由主義などの混合が見られる。

(3) ヨルダン民主進歩党 Al-Hizb al-Taquddumi al-Dimqurati al-'Urduni

Hashdから分離した勢力によるもの。1991年にDFLPを脱退したヤーセル・アブドラッポ Yasir 'Abd al-Rabb派に近く、「刷新と民主主義」をスローガンとしている。

(4) ヨルダン人民民主党党民主派 Al-Taiyar al-Dimuqrati fi Hizb al-Sha'ab al-Dimqrati al-'Urduni (Hashd)

1994年Hashdから分離した。同党のバッサム・ハッダーディーン Bassam Haddadinは89年と93年の選挙で下院議員に当選した。

17 ヨルダン民主人民統一党 Hizb al-Wahdah al-Sha'abiyah al-Dimqratiyah al-'Urduni (Jordanian Democratic Popular Unity Party)

1993年公認：98人

政治的傾向：左翼

政党のスローガン：「民主的祖国ヨルダンのために、そしてパレスチナ人民固有の祖国の権利回復のために」

1990年新しいヨルダンの政党法で外国組織とつながりのある政党の活動が禁じられたため、PFLPが法律的問題に対処しようとして設立した。その傾向は、近年まで元PNCメンバーであるアズミー・アルハワージャー 'Azmi al-Khawajaが党を率いていたことや、PFLPの政治時局のメンバーも1名党員に名を連ねていたところに現われている。尚、アズミー・アルハワージャは1990年、「国民憲章」起草のための王立委員会のメンバーに指名された。党の設立時、労働組合・学生組織・女性運動組織・職能組合のメンバーや知識人が中心となっていた。1989年の選挙で、1名が下院議員に当選したが、1993年の選挙では議席獲得に失敗した。機関紙として週刊の「国民の叫び」Nida' al-Watanがあったが、新出版法の資金条項の規定により発行停止となっている。党は、PFLPがイスラエルとの和平に関して示していた極端な政治的立場を覆している。

18 ヨルダン人民民主党 Hizb al-Sha'ab al-Dimqrati al-'Urduni (Hashd) (Jordanian People's Democratic Party (Hashd))

1993年公認：100人

政治的傾向：左翼

政党のスローガン：「民主的祖国ヨルダンを目指して」

1989年、DFLPがヨルダン内に自律性を持つ政党を作る方針を出したことにより、設立が決められた。1993年DFLPメンバー・労働組合員・職能組合員・女性運動活動家・青年組織・知識人などからなる創設機関が作られた。1989年の下院選挙では、1人当選者を出した。また週刊の党機関紙「アルアハーリー」を発行したが、近年発行停止になった。ヨルダンのDFLPは外部の同組織との密接な関係はあったが、1970年代から80年代にはヨルダンの国内政治に影響力を持っていたパレスチナ人がこの党の基盤となった。しかし、1991年と1994年に、党は分裂に直面し、その都度書記長が辞任し、影響力を失っていった。現在、同党はパレスチナ及びヨルダンとイスラエルとの関係正常化の双方に反対する強硬な立場を維持している。内務省は近年、ヨルダン以外の政治勢力から影響力や資金を得ているという理由で、政党としての認可を取り消そうとする動きを見せている。1994年以降は下院議員も出していない。

19 進歩党 Hizb al-Taqaddumi (The Progressive Party)

1993年公認：61人

政治的傾向：左翼

政党のスローガン：「自由、進歩、公正」

共産党の元幹部が中心となり結党され、かつては「自由主義党」Hizb al-Harriyahと名乗っていた。リベラル左派の立場を取る。設立時のメンバーは労働組合・職能組合・女性運動組織などの出身が多かった。しかし党として成功しているとは言い難く、機関紙もなく議会に党員を送り込んでいない。

(政党以外のヨルダンの主要政治組織)

1 ムスリム同胞団 Ikhwan al-Muslimin (Muslim Brotherhood)

エジプトのムスリム同胞団の影響下に作られた。ヨルダンのムスリム同胞団創設者はアブドゥルラティーフ・アブー・クーラ 'Abd al-Latif Abu Qurahがハサン・アルバンナの指導を受け、1946年設立された。二代目の指導者はムハンマド・アブー・アブドゥルラフマーン・ハリーフ Muhammad 'Abd al-Rahman Khalifahの時に、国内での支部拡大などによる影響力拡大に成功した。タウフィーク・アブー・アルフダ Tawfiq Abu al-Hudah首相の時に、同胞団は「包括的・多機能的イスラーム組織」としての認可を受け、モスク、公共の場所、党の事務所における布告活動や国内への支部拡大を認められた。組織の最高指導者は総監という地位につき、シュラー会議から選ばれた6人の幹部と総監からなる事務総局は組織の行政の中心機関であり、選挙で選ばれた30人のメンバーからなる2年任期のシュラー会議は組織の運動方針や組織運営などを決める。ヨルダンの同胞団は、歴史的にアラブナショナリズム組織や左翼勢力に対し、王制擁護の立場をとり、政治的活動が制限された時期にも、組織的活動を認められた。ただし、対イスラエル政策などをめぐる立場は必ずしも王制とは一致せず、国王との一枚岩とは言い切れない要素がある。大衆の人気は1950年代、60年代とあまりなかったが、その後の組織的社会活動が功を奏して80年代には支持が拡大し、89年の選挙では29名の候補者中22名が当選した。

2 職能組合連合 Tajamma' al-Niqabat al-Mihniyah(Professional Association)

労働省監督のもとに1950年代から、医師・歯科医師・エンジニア・薬剤師・弁護士・ジャーナリストなどの専門家で作る各組合(13組合)によって構成される。1957年の政党活動禁止以降は、国民の政治的要求の表現の場としても機能した。職能組合の会員の総数は1995

年現在、6万5千人にのぼると見られる。最も活発なのがエンジニア組合であり、他の多くの職能組合とともにイスラエルとの和平に反対し、イスラエルとの関係の深い企業に対するボイコット活動を主導している。指導部の多くはイスラーム系の政治勢力が影響力を持っているところが多い。

3 ハマース Hamas

パレスチナで活動し、1988年のインティファダの中でムスリム同胞団から発展し、影響力を拡大した。しかし、ヨルダン国王により、ヨルダンの支部は閉鎖され、イブラヒーム・ゴーシェ政治局長やハーリド・ミシュアル広報部長を始め、メンバー21人が逮捕され、実質的な影響力は低下した。

注

- 1 その他にも憲法では、国王の権限に関する多くの規定がある。議会に関しては、「(i) 国王は法の規定に基づき、下院選挙実施の勅令を発する。(ii) 国王は憲法の規定に基づき、国民議会を召集し、開会し、延期し、停止する。(iii) 国王は下院を解散することができる。(iv) 国王は上院を解散し、あるいは上院議員を解任することができる。」(第34条) また、国王は上院議員を指名し、その中から上院議長を選び、その辞任を認めることができる。(第36条)
- 2 しかし時として周辺の事態の変化が、逆に民主化を促す場合もある。1989年以降の民主化プロセスの開始の背景には、パレスチナ情勢の混乱(インティファダ)への対応が、選挙実施を促したと見ることもできる。つまり国王は、西岸との法的行政的關係断絶によって、ヨルダン国内への混乱拡大を避けようとしたため、選挙実施の障害が除去されたからである。
- 3 ジェリコ会議はヨルダンが親ハーシム王制のパレスチナ指導者を糾合するため開催した会議。これにより、形式的にはパレスチナ側の要請をヨルダンが受けて、西岸を併合する体裁が整うこととなった。アブドゥッラー国王は、ハーシム王家の権威付けのためにもイスラームの聖都であるエルサレムを擁する西岸を獲得することが重要であった。
- 4 同時に1949年12月、西岸住民をヨルダン市民とする帰化法案承認(49年第56号法)

が行なわれた。

- 5 近年ヨルダンにおける政党政治の浸透の困難さが指摘されるが、初期において政党の影響力は決して弱いものではなかった。部族主義の影響力が強く、それが政党政治を阻んでいると一般に指摘される特徴は、むしろ近年のものということになる。もし部族主義の影響力であるとするなら、そこにどのような理由が存在するのか（近代化の矛盾に対する反発からの伝統主義の復活?、国王による部族社会ヨルダンの強調?）改めて考察する必要がある。
- 6 1980年代半ばに、ラバト会議で一度放棄したはずの西岸が戦局に加えられた理由としては、当時ヨルダンとPLO主流派の間で一時的に成立しかかった連合国家構想に関連していたものと考えられる。
- 7 しかし、政府は認可しなかった。
- 8 1952、53、54年と3度申請を出して認可を拒否されたが、1955年高等裁判所の裁定で認可を受けることに成功した。
- 9 ヨルダンの知識人中心に作られ、1956年の下院選挙で13議席を獲得し、ナーブルスィー政権の中核を形成した。
- 10 1951年パレスチナ祖国解放連合 'Isbah al-Taharrur al-Watani al-Filastiniyahと合同してヨルダン共産党を形成した。
- 11 共産党員や支持者も含み、政府の認可は受けなかったが1956年の選挙では下院議員を当選させた。
- 12 アントン・サアーダAntun Sa'adahがレバノンで結成した歴史的シリア統一の運動に起源を持つ。
- 13 2002年2月現在改定中、主に票の不平等や選挙区などに関するものが含まれると予想される。
- 14 アンマン第3、マダバ、ザルカ、イルビド、アジュールン各1議席、バルカ、カラク各2議席。
- 15 アンマン第3、アンマン第5、ザルカ各1議席。
- 16 **Jordanian Bar Association, Jordanian Medical Association, Jordanian Dentists Association, Jordanian Veterinarians Association, Jordanian Engineers Association, Jordanian Contractors Association, Jordanian Agricultural Engineers Association, Jordanian Pharmacists Association, Jordanian Geologists Association, Jordanian Writers League, Jordanian Women's Union**など。

17 Federation of Labor Trade Unions in Jordan, General Union of Jordanian Women, Jordanian National Women's Forum, Jordanian Business and Professional Women's Clubまた党を割って参加した元IAFメンバーもいる。

18 Abdullah Al-Akayleh(Tafileh)、 Sa'ad Hayl Srour(North Bedouin)、 Abdulraouf Rawabdeh(Irbid) 、 Fawzi Daoud Tuaimah(Balqa') 、 Sameer Qa'war(Balqa'), Muhammad Abu Olaim(Mafraq)、 Bassam Haddadeen(Zarqa)の7人。

参考文献

Hani Hourani, *Al-Ahزاب al-Siyasiyah al-Urduniyah, Amman, 1997*

Hani Hourani and Ayman Yassin, *Who's Who in the Jordanian Parliament 1997-2001*, Al-Urdun Al-Jadid Research Center, Amman; Sindbad Publishing House, 1998

Hani Hourani ed., *Islamic Movements in Jordan*, Amman; Sindbad Publishing House, 1997

Ibrahim Garaibah, *Jama'ah al-Ikhwān al-Islamiyah fi al-Urdun 1946/1996*, Amman, 1997

Ahmad 'Ubaidat et al., *Al-Mithaq al-Watani wa al-Tahawwul al-Dimuqratiyah fi al-Urdun*, Amman, 1997

Markaz al-Urdun al-Jadidah lil-Dirasat, *Al-Masar al-Dimuqratiyah al-Urduniyah...Ila Aina !?*, Amman, 1994

新聞・雑誌

Jordan Times

Dustur

Al-Ahram

The Star

The Times

Middle East Monitor (Vol2 No.12 December 1997)

Middle East Internatioal(5 December 1997)